

所得の申告、お忘れではありませんか？

前年中に給与・賞金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町県民税の納税通知書が6月に到着しなかった方（町県民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く）は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

住民税の納税通知書が届かず、おかしいと思われましたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。また、お済みでない方は、申告をしてください。

お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

五霞町木造住宅耐震診断士派遣事業 木造住宅の耐震診断を支援します

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。（所有者が複数の場合は代表者）

①一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（床面積の1/2以上が住宅であるものに限る。）で、2階以下のもの。

②昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。

③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。（丸太組工法及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外）

④過去に町が実施する耐震診断を受けていないこと。

○診断費用（個人負担）
一戸あたり2,000円

○募集戸数
先着5戸

○お申し込み期間
7月1日(水)～11月20日(金)（閉庁日を除く。なお、定数に達し次第終了します。）

○受付時間
午前8時30分～午後5時15分

○必要書類

- ・申込書
- ・建築時期及び延床面積が確認できるもの
- ・概略平面図（建築確認申請書があればその写し）

お申し込み方法

申込書（都市建設課に備え付けまたは町公式ホームページからダウンロード）に所定の事項を記入のうえ、お申し込みください。

お申し込みから診断まで

申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

※ご注意ください

町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

疑わしいセールス等には十分ご注意ください。

お問い合わせ及び受付窓口

都市建設課 市街地整備推進室
☎(84)3347 (直通)

休耕農地の管理は適正に

夏季は、雑草が繁茂しやすい季節です。雑草が繁茂すると、次のようなことが想定されます。

- ・病害虫が発生し、近隣農地の営農に支障をきたす恐れ
- ・道路や歩道に雑草が伸び渡り、歩行者等の安全確保に支障をきたす恐れ
- ・伸びた雑草により周囲の視界が狭まり、ゴミや産業廃棄物等の不法投棄を誘発する恐れ

※地域の農地を保全するために草刈りを行うなど、農地の適正な管理をお願いします。

お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)



生活相談

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

相談場所

ふれあいセンター

- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、お問い合わせください。

お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595 (直通)

障害者相談

町では、障害者(児)やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には専門の相談員が配置され、身体的・知的・精神的などの障害について、障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等で予約いただければ、自宅訪問も可能です。

○日時 7月8日(水)
午後2時30分～午後4時

○場所 役場2階 第3会議室

お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)